

## 政務活動費活動報告（研修）

- (1) 研修名：2021年 地方議会特別セミナーin彦根  
講師：自治体議会研究所 代表 高沖秀宣 氏
- (2) 参加者：谷口典隆、小川隆史、林利幸、伊藤容子、黒澤茂樹（以上「公政会」議員）その他、他会派議員、長浜市議会事務局職員、高島市議会事務局職員等（合計15名）
- (3) 日時・場所：2021年（令和3年）7月26日（月）  
午後1時30分～午後4時  
彦根市男女共同参画センター「ウィズ」会議室

### 【1. 研修目的】

地域を活性化させるために、二元代表制の下、自治体議会議員として議会活動・議員活動を行う上で特に重要な、「議員の資質向上」及び「政務活動費の活用策」について基本的な事項を学ぶもの。

### 【2. 結果報告】

#### (1) 内 容

- ・議会の役割・機能について、議会は憲法93条に基づき「議事機関」として設置される。その中で、議会は多様な意見の反映をするため、いかにして「民意」を反映できるかが大きな課題とされている。
- ・執行部の議案等に対し、単なる「承認」「追認」機関ではなく、議事機関として審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担っていることの認識を持つことが大切である。
- ・通年制議会について、議会が監視機能を発揮するためには、本来は通年であるべきである。
- ・議会改革について、機関としての議会の役割を発揮するためのものである。
- ・政務活動費活用策について、地方自治法第100条の規定を十分に理解すること。

#### (2) 考 察

- ・議会の果たすべき役割や機能について再確認を行った。ややもすると自治体側の提案について質問や意見を述べるだけで、具体的な修正を行うことが見過ごされていることがほとんどである。しかしながら、議会は多様な民意を反映する機関として提案に対し十分な考察と検証を行い必要となれば修正できる力を付けなければならない。個々の議員力をアップすることが必要である。

・地方分権が進む中、自治体の自己決定の領域が広がってきており、議会および議員の政策形成機能・政策立案能力のさらなる充実と発揮が求められている。

・通年制議会については県内では滋賀県をはじめ大津市でも採用されており、本市においてもそのメリットやデメリットを研究し、採用の方向で検討すべきと考える。これにより、議会活動の活発化、審議時間の確保、参考人招致や公聴会制度の活用が増え、より多くの民意、住民の声が反映できるようになると考える。

・政務活動費については、地方自治法第 100 条第 14 項で、政務活動費は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付することとされているが、間違いやすいのは「その他の活動に資するため必要な経費」という箇所になる。これの解釈を誤ると政務活動費の適正な運用からはずれ不適切な支出となってしまう。このことを議員はしっかりと認識しなければならない。「その他の活動」は、「調査研究」につながる「その他の活動」でなければならないと解釈することが大切であると認識した。

・彦根市議会（人口 11 万 3 千人）においては、議員一人当たり月額 2 万円、年間 24 万円の政務活動費が支給されているが、滋賀県議会では議員一人当たり月額 30 万円、年間 360 万円、大津市では月額 7 万円、年間 84 万円が交付されている。講師の談によると人口 10 万以上の市にしては少なすぎないかとのことであった。我々議員は調査研究や政策的調査、政策立案のためより一層積極的な活動や研究研修を行い、政務活動費について見直しを自治体執行部に要求していくべきだと考えるとともに、支出に対する説明責任も果たしていく必要があると考えている。